

取扱注意

情報スタディガイド

海上自衛隊幹部候補生学校

取扱注意

班	番号	氏名

HP『海軍砲術学校』公開資料

目 次

第 1	情報一般	1
1	情報の意義	1
2	情報の目的	2
3	情報の重要性	4
4	情報の生命	5
第 2	海上自衛隊の情報業務	6
1	情報業務の内容	6
2	情報責任	6
3	情報業務の基準	7
4	海上自衛隊の情報範囲	8
第 3	情報活動	9
1	要 旨	9
2	過程と機能	9
3	情報活動体系	9
4	各機能の概要	9
第 4	対情報活動	15
1	要 旨	15
2	対情報活動の責任	15
3	対情報事案	16
4	対情報活動の種類及び内容	16
5	保全の実施	17

HP『海軍砲術学校』公開資料

第1 情報 一般

1 情報の意義

(1) 一般的

ア 情報とは知識である。しかし、それは漠然とした知識ではなく、ある目的に合致し、その要請にこたえるために処理された知識である。

(狭義)

イ 情報とは、知識及びこれを生みだすところの情報組織と情報活動を意味する。また、対情報(敵情報任務達成を防止するための知識、組織及び活動)あるいは国際的政治工作等を意味する場合がある。(広義)

[参] (ア) 敵と敵国に関するわれわれの知識の総体であつて、われわれのすべての想定及び行動の基礎となるものである。(クラウゼウイツ)

(イ) 評価を経た INFORMATION であり、組織的、継続的な活動である。(ラデイスラス・フアラコー)

(2) 海上自衛隊

ア 海上自衛隊における情報は、海上自衛隊の使命達成のための計画及び実施に必要な知識で、情報資料を収集し処理して得た成果を意味する。

(狭義)

また情報は、広義には、得た成果だけでなく成果を得るための活動及びその活動を行なう組織を含めて意味する場合がある。(広義)

(海上自衛隊情報業務準則)

HP『海軍砲術学校』公開資料

イ 防衛及び警備のための政策及び諸計画の立案と海上戦及び警備行動の実施のために必要な知識で、情報の作成に使用されるあらゆる種類の資料を収集処理して得られた成果をいう。(海上自衛隊用兵綱領)

(注) 情報資料と情報の相違

2 情報の目的

(1) 一般的

一般的には、ある1つの組織体がその使命を達成するための計画の立案及び執行に必要な知識を事前に提供することをいう。

(2) 海上自衛隊の情報目的

情報の目的は、防衛力の整備、維持及び運用に関する諸計画並びに部隊等の任務行動、作業計画の策定に必要な知識を提供し、もつてその適切な実施及び部隊等の安全に寄与することにある。(海自、用兵綱領)

(3) 海上自衛隊における情報使命

海上自衛隊の使命を最も有効に達成するため、その造成、維持及び運用に関する戦略的諸施策並びに部隊等の行動作業の計画及び実施に必要な情報を不断に追究し提供するとともに、適切な対情報活動を実施して海上自衛隊の安全を図るにある。(海自、情報業務準則)

HP『海軍砲術学校』公開資料

【参】 戦略情報の目的

- 戦 時……………相手国との交戦において、人的、物的に最少の損害と最少限の時間で勝利を獲得するよう総力戦を遂行するために資すべき知識を提供すること。
- 平 時……………国防首脳部に熱戦の抑制及び国防準備に資すべき知識を提供すること。

【参】 情報の分類

- 一般的な分類
- 処理又は使用レベルによる分類
- 実用上の範囲による分類
- 情報源による分類
- 目標、手段、対象による分類
- プロセスによる分類

HP『海軍砲術学校』公開資料

3 情報の重要性

およそ人または組織体が決心をし、行動を行なう上に情報は不可欠の要素であり、適切な情報がなければその使命を十分に達成することはできない。

戦史をひもとけば、戦争において情報がいかなる影響と結果をもたらしたかが明瞭にうかがわれて、これによつて情報の重要性はおのずから理解されよう。

いかに卓越した指揮官でも適切な情報がなければ適確な情勢判断及び実施の監督は不可能である。

情報の適否は、行動作業の成果に重大な影響をもたらすばかりでなく、ひいては部隊の運命を左右する。

(例) ○ミッドウエー海戦

○レイテ沖海戦

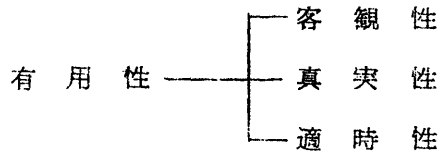
[参] 「明君賢將の動いて人に勝ち、成功衆に出ずるゆえんのものは先知なり。」 (孫子「用簡篇」)

「彼を知り、己れを知る者は百戦殆うからず、彼を知らずして己れを知る者は一度勝ちて一度敗く。彼を知らずして己れを知らざる者は戦うごとに敗る。」 (孫子「謀攻篇」)

HP『海軍砲術学校』公開資料

4 情報の生命（兵備すべき基本的要素）

情報の具備すべき基本的要件は有用性（やくにたつ）ということである。



単に知識が知識として存在するだけでは情報の価値はない。すなわち、知識が目的に合致し、その要請に役立つときはじめてその知識は情報としての価値が生ずる。

ことばをかえていえば、上級指揮官のほしがっているもの、すなわち、決心する場合情報判断の資料となるものを、とき、ところを得て上級指揮官に提出することであるともいえよう。

〔参〕 情報の要決は、指揮官が情報の変化に即応して適確な連続情報判断を行ない、適切な作戦を計画実施しうるよう有効な情報の獲得及び適時適切な提供につとめるにある。（海自、用兵綱領）

HP『海軍砲術学校』公開資料

第2 海上自衛隊の情報業務

1 情報業務の内容

(1) 情報活動

情報を得ること及び配布することに関するすべての活動

(2) 対情報活動

敵の情報活動及び諜工作を早期に探知し、予防し、かつ無力化するすべての活動

(3) 情報に関する部隊教育訓練の要求と指導

(4) 情報に関する管理

組織、機能の整備、情報特技者の養成、その他情報に関する技術の研究開発等

2 情報責任

情報業務は一部の担当者に委せておけばよいというものではなく、全部隊をあげて広範囲にわたって組織的に実施される。

(1) 部隊等の長

それぞれの使命に基づき実施する情報業務に対する責任

(2) 情報主務者

情報業務の計画及び実施に関し部隊等の長を補佐するとともに、部隊等の長の必要とする情報を適時提供しなければならない。

(注) 情報主務者：

海上幕僚監部においては調査部長、部隊等においては情報業務担当の前任幹部自衛官(幕僚を含む)をいう。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 隊 員

有力な収集実施者である。ひとりひとりが目となり耳となつて情報資料の入手につとめるとともに、有益と思われる情報資料を入手した場合は上司に報告しなければならない。

また、隊員は対情報における好個の対象となりやすいので常に強い保全意識を持たなければならない。

3 情報業務の基準

	業 務 の 概 要
海 幕	1 海自隊に必要な情報業務の計画、指導、調整及び実施 2 戦略情報に関する情報活動 3 他自衛隊及び部外の中央機関との調整及び協力
自 司 艦 令 隊 部	1 自艦隊に必要な情報業務の計画、指導、調整及び実施 2 作戦情報中枢としての機能の維持及び向上 3 他部隊等との調整及び協力 4 必要に応じ関係部外機関との情報交換
地 方 給 養 監 部	1 地方隊に必要な情報業務の計画、指導、調整及び実施 2 警備区域の情報中枢としての機能の維持及び向上 3 他部隊等との調整及び協力 4 関係地方部外機関との情報交換
海 自 資 料 隊	1 内外の情報資料の収集、分析及び整理保管 2 作戦地域の特徴に関する調査及び研究 3 他部隊等の要請による情報技術の指導 4 特定の情報資料の作成及び提供
海 業 洋 隊	1 海洋に関する情報資料の収集及び処理 2 海洋観測
そ の 他 の 隊 等	1 部隊等における情報業務の計画、指導 2 部隊等の長の必要な情報の提供 3 関係部隊等との連絡調整

(注) 部隊等の能力に応じて実施

【参】 組 織 図

HP『海軍砲術学校』公開資料

4 海上自衛隊の情報範囲

- (1) 内外の情勢のうち、海上自衛隊に必要な事項
- (2) 主要各国の国力、特に海上勢力及び可能行動に関する事項
- (3) 主要各国の安全保障政策、特に海軍政策に関する事項
- (4) 主要各国の軍事技術、特に海軍の軍事技術に関する事項
- (5) 作戦地域の特徴に関する事項
- (6) 防衛及び警備上必要な内外の海事に関する事項
- (7) 海上自衛隊の対情報に関する事項

HP『海軍砲術学校』公開資料

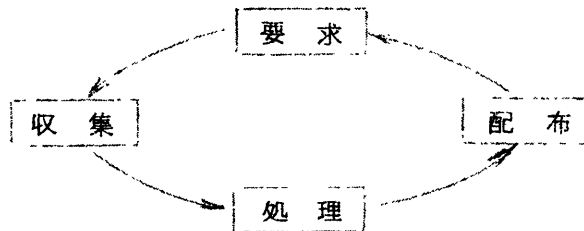
第3 情報活動

1 要 旨

必要な情報資料 (information) を入手し、これを有用な情報 (intelligence) につくりあげ、配布することに関するすべての活動をいう。

2 過程と機能

情報活動の過程は、情報の要求、情報資料の収集、情報資料の処理及び情報の配布の各機能の連環であり、この各機能は通常次のとおり継続的に循環している。



3 情報活動体系

別表第1のとおり。

4 各機能の概要

(1) 情報の要求

情報使命を分析し、情報目標又はE E I及びO I Rを決定して情報要求を示すことにより情報活動の基本を確立する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

ア 海幕長が行なう情報要求

(ア) 情報目標……………平戦時を通じて追求すべき戦略情報についての要求

(イ) 基本情報要求……………海上自衛隊に必要な基本的情報の要求

(ウ) 年度情報要求……………年度を通じて情報活動の重点とすべき情報目標等
を示す。

(エ) 特別情報要求 (SRI)

……………情勢の進展又は予想しない変化等が生じた場合若しくは特に新たに短期的な情報の要求を必要とする場合そのつど指示される。

イ 部隊等の長が行なう情報要求

EEI (情報主要素) 及び OIR (EEI 以外の情報要求) により行ない、通常収集計画又は収集活動に関する命令において示される。

(ア) EEI …………… 部隊等の使命達成に必須であり、かつ重大な影響を与える情報に関する要求で、通常質問の形式で表現する。

含まれる内容：

- a 相手の可能行動に関するもの。
- b 対抗勢力の弱点に関するもの。
- c 上級部隊の情報要求に関するもの。

(イ) OIR …………… 部隊等の使命達成に必要であり、かつ有利な影響を与える情報に関する要求で、形式は EEI に準ずる。

含まれる内容：

- a 勢力組成 (OB) の不明要素に関するもの。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- b 作戦地域の特徴の不明要素に関するもの。
- c 短時日の収集活動で入手できる情報資料に関するもの。
- d 関係部隊からの情報の要請に関するもの。

(2) 情報資料の収集

情報の要求に基づき収集計画（命令）を作成し、収集を実施し、所要のむきへ伝達する一連の収集活動である。

ア 収集計画の作成

(ア) 収集計画は、情報主務者が他の幕僚等と調整の上立案作成し、海幕長又は部隊等の長が決定する。

(イ) 収集計画の形式及び内容

様式例―――別表第2のとおり。

(ウ) 収集計画の種類

- a 基本収集計画
- b 年度収集計画
- c 部隊収集計画

イ 収集の手段

- (ア) 視 認（監視、偵察、視察等）
- (イ) 測定、観測（器材の利用）
- (ウ) 閲 読（文書刊行物）
- (エ) 聴 取（放送、傍受、旅行者）
- (カ) 写真撮影
- (ク) 録音、録画
- (キ) 情報交換

HP『海軍砲術学校』公開資料

ウ 収集の要領

次の各令達によるほか海幕長及び部隊等の長がそのつど指示する。

(ア) 監視情報

- a 自衛艦及び航空機による艦船の監視に関する海上自衛隊一般命令
(海乙般命第38号43.11)
- b 自衛艦及び航空機による艦船の監視に関する細部事項に関する海上幕僚長指示。(海幕長指示第17号43.11)

(イ) 調査

- a 漂着物の情報収集上の取扱に関する通達
(海幕調2第4465号38.8)
- b 警備地誌(港湾)改訂要領に関する通達
(海幕調1第768号38.8)
- c 警備地誌(航空)整備要領に関する通達
(海幕調1第2026号39.4)

(ウ) その他

(注) 識別参考資料

各部隊等の情報業務実施規則等

エ 収集資料の伝達

規定された標準様式によつて、确实、迅速かつ安全に実施する。

海幕長が行なり情報要求に基づく報告は、収集記録等記入要領(海幕調2第3811号(45.7.28別冊))による。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 情報資料の処理

収集した情報資料を必要な情報に転換する一連の論理的思考及び手順を行なうことであり、情報活動のうち高度の知識と客観的態度を必要とする重要な機能である。

ア 処理の責任

情報主務者にある。

イ 処理の手順

資料の接受、記録及び分類、評価、分析及び照合、総合調査及び解釈情報の作成。

(4) 情報の配布

処理して得た情報を適切な手段及び形式で必要なむきに適時送達する一連の手順をいう。

適時適切に配布されない情報は、情報としての価値を失う。

ア 情報配布の責任

情報資料の処理を実施した部隊等の長にある。

イ 配布基準の決定

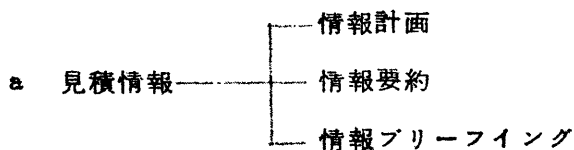
各部隊等の規程等であらかじめ定める。

(ア) 配布先

(イ) 配布時機

(ウ) 配布手順

(エ) 配布形式



HP『海軍砲術学校』公開資料

b 動態情報 ----- 情報速^報達

----- 識別参考資料

----- 情報研究

----- 地域研究

c 基礎情報-----

----- 対情報季報

----- 勢力組成簿（海軍OB）

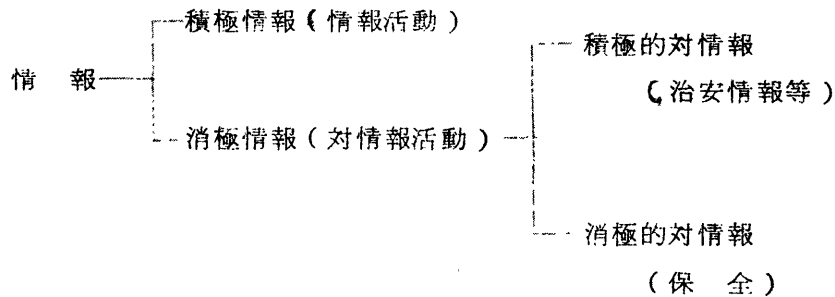
----- その他

第4 対情報活動

1 要 旨

平戦時を通じて海上自衛隊に対する敵性情報活動及び諸工作を無効にして海上自衛隊の安全を図り、使命達成に寄与するものである。

また、情報と対情報は常に併存するものであり、これらの活動の限界は明確に区別できない本質を有する。



2 対情報活動の責任

- (1) 部隊等の長にある。
- (2) 情報主務者は部隊等の長の補佐
- (3) 全隊員は対情報に対する関心を払い、関連諸規定を遵守しなければならない。

HP『海軍砲術学校』公開資料

3 対情報事案

(1) 種 別

区分	種 類	概 要
弱 化	宣伝扇動	海上自衛隊の諸機能の阻害・弱化・喪失等に関する事案
	妨害破壊奪取	
利 用	獲得	海上自衛隊の組織の阻害・弱化・利用等に関する事案
	潜入組織	
調 査	調 査	調査に関する事案
	そ の 他	その他参考とする事案

(2) 事案生起件数及び例

4 対情報活動の種類及び内容

(1) 対情報に関する情報活動

敵性情報活動及び諸工作の兆候を探知するために必要な情報を得る活動

(情報活動に準拠、併行)

(2) 保 全

保全に関する計画の作成及び実施

(3) 対情報措置

対情報措置に関する計画の作成及び実施

5 保全の実施（種類及び内容）

(1) 秘密保全

別紙のとおり。

(2) 部隊等の保全

各種工作から部隊等の組織機能及び移動等を秘匿又は防護する各種の手段を実施する。

(3) 隊員の保全

各種工作から隊員及びその士気等を保全する各種の手段を実施する。

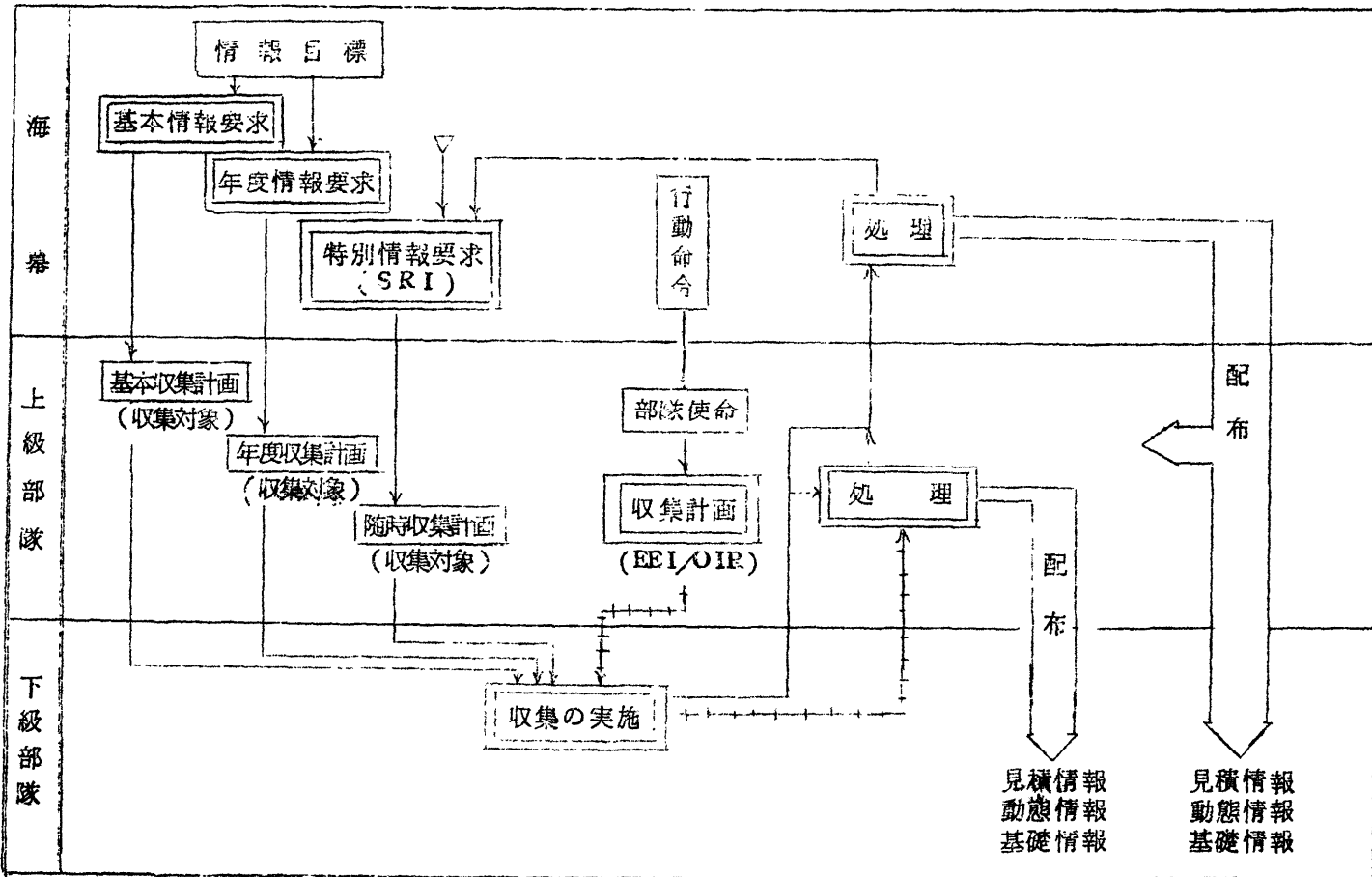
ア 保全教育

イ 精神教育（訓育）

ウ 不適格者の排除

(4) 施設、資材の保全

各種工作から施設、資材及び装備等を防護する各種の手段を実施する。



(注) 海幕、上級部隊が実施する収集は省略してある。

HP『海軍砲術学校』公開資料

収集計画様式例

別表第2

EEI/OIR	徴候	収集の実施	収集任務の指定			報告要領
(EEIを記注)	(EEIに対する徴候を記注)	(収集の時機、区域、物的目標及び要領等を記注)	本収集の実施の項目どおり収集任務を遂行する部隊は○印で、機会があればつとめて収集に当たるべき部隊は×印で示す)			(報告の時機、あて先、方法等を記注)
(OIRを記注)	(OIRに対する徴候を記注)					

秘 密 保 全

1 要 旨

敵性情報活動から海上自衛隊の秘密に関する知識、文書、図画及び物件を保護する各種の手段をいう。

2 秘密保全の概念

(1) 秘密を守る義務

ア 国家公務員法第100条

イ 自衛隊法第59条

(2) 秘密の種類

ア 防衛秘密

日米相互防衛援助協定等に基づき、米国から供与された装備品について下記にあげるもの及びそれらに関するアメリカの情報

(ア) 構造又は性能

(イ) 製作、保管又は修理に関する技術

(ウ) 使用の方法

(エ) 品目及び数量

イ 一般秘密

(3) 秘密の区分

ア 機 密

秘密保全が最高度に必要なもので、その漏えいは、国の安全又は利益に重大な損害を与えるおそれのあるもの。

HP『海軍砲術学校』公開資料

イ 極 秘

機密につぐ秘密の保全が必要なもので、その漏えいは国の安全又は利益に重大な損害を与えるおそれのあるもの。

ウ 秘

極秘につぐ秘密の保全が必要なもので、関係職員以外のものに知らせてはならないもの。

(注) 「取扱注意」について

保全の必要度が訓令に定める秘密区分までには至らないが、関係者以外にみだりに知られることが業務遂行上支障を与えるおそれのあるもの。

(4) 関連諸規定

- ア 防衛秘密の保護に関する訓令
- イ 防衛秘密の保護に関する達
- ウ 秘密保全に関する訓令
- エ 秘密保全に関する達
- オ 各部隊等の諸規定

3 関連諸規定の概要

(1) 防衛秘密の保護に関する訓令及び達

日米相互防衛援助協定等に伴なり秘密保護法施行令第7条に基づき、防衛秘密の保護のための必要な措置を定めてある。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- ア 総 則 （目的、用語の意義等）
- イ 防衛秘密の保護（関係職員の範囲、紛失時の措置等）
- ウ 秘密区分の指定、変更、解除及び標記の表示
- エ 登 録
- オ 通知及び掲示
- カ 複製等
- キ 伝達、送達及び合議等
- ク 接受、保管及び貸出し
- ケ 検 査
- コ 回収及び破棄

(2) 秘密保全に関する訓令及び達

防衛秘密に関するものを除き、防衛庁における秘密の保全のための必要な措置を定めてある。

ア 秘密区分 （訓令5条）

機密、極秘、秘

イ 秘密保全 （訓令6～9条）

秘密を守る義務、紛失時の措置、秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示、立入禁止等

ウ 管理者等 （訓令2～4条、達3～5条）

(ア) 管理者

(イ) 取扱者………管理者が指定する。（秘密関係職員指定名簿）

(ウ) 保全責任者………管理者又はその職務上の上級者は部下の幹部自衛官のうちから保全責任者を指定する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

エ 登録等 (訓令 17、18 条、達 15～17 条)

秘密区分の指定又は変更の場合

機密、極秘……………秘密登録簿に登録

秘……………秘密記録簿に記録

オ 伝達及び送達 (訓令 29～34 条、達 23～30 条)

原則は携行 送付書及び受領書

カ 接受、保管及び貸出し(訓令 36～41 条、達 31～39 条)

(ア) 接受……………秘密接受簿(第 38 号様式)

(イ) 保管

a 秘密区分のないものと同一容器に格納してはならない。

b 開閉標示

c 容器の規格

(ウ) 貸出し……………貸出し簿(第 39 号様式)

貸出しを受けたものの保管(容器等の注意、管理者の許可なくして
持出し禁止)

キ 検査 (訓令 42、43 条、達 40～43 条)

(ア) 定期検査……………6 月、12 月 (報告)

(イ) 随時検査

(ウ) 引き継ぎ時の検査

ク 破棄 (訓令 45、46 条、達 44、45 条)

(ア) 破棄実施の時機、実施者等

(イ) 破棄後の事務処理

a 秘密登録簿、秘密接受簿への所要事項記入

b 破棄報告又は破棄通知

HP『海軍砲術学校』公開資料

情報の研究問題

- 1 情報と情報資料の相違点
- 2 情報の生命といわれる3要素
- 3 情報主務者とは、(海幕では、艦艇では、)
- 4 情報活動の4つの機能とは
- 5 EBI、OIRとは
- 6 情報資料収集要領はなにに準拠するか
- 7 収集した情報資料の報告、様式はなにに準拠するか
- 8 対情報活動における保全の種類
- 9 秘密保全はなにに準拠するか
- 10 秘密の種類は、秘密の区分は